



商 振 第 292 号
令和 4 年 3 月 23 日

一般社団法人静岡県電業協会会長 様
静岡県電気工事工業組合理事長 様

静岡県経済産業部商工業局商工振興課長

電気工事士免状に係る手数料の改正について（通知）

日頃、本県の電気保安行政に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、県では、受益者負担の適正化を図るため、国が示す標準額の改定に基づき、
下記のとおり、静岡県手数料徴収条例の一部を改正しました。
つきましては、貴下会員、組合員への周知について御協力をお願いします。

記

1 改定内容

手数料名	内 容
電気工事士免状書換え手数料	1 件 2,100 円から 2,700 円に改める

※電気工事業法関係の手数料の改定はありません。

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から

※同日受付分から改定後の手数料を適用します。

担 当 商工振興班 池谷
電話番号 054-221-2511